

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇米国財務省、IMFに対し金交換停止を通告

米国財務省は8月15日、金交換停止に関連し、IMFに対し次のような通告を行なった。

「米国は1971年8月15日以降、IMF協定第4条第4項(b)後段(注1)に定める国際取引の決済のための金の自由売買を事実上行なわない旨ここに通告する。

米国は、為替の安定を図り、他の加盟国との秩序ある為替取決めを維持し、為替の競争的変更を回避するために、引き続きIMFと協力する意向である。本書簡により、1949年5月20日付け財務長官兼国際通貨・金融問題国家諮問会議議長のIMF専務理事あて書簡(注2)は失効するものとする。

(注1) IMF協定上、加盟国はその領域内での外国為替取引において自国通貨の直物為替相場を平価の上下各1%以内に収めることを約束しているが(第4条第3項、同条第4項(b)前段)、第4条第4項(b)後段は、「加盟国の通貨当局が国際取引の決済のために……事実上自由に金を売買しているときは、その加盟国はこの約束を履行しているものとみなす」と定めている。

(注2) 当時の米国財務長官兼国際通貨・金融問題国家諮問会議議長 J. W. Snyder が C. Gutt IMF 専務理事にあてた「米国政府は、国際取引の決済のために、事実上自由に金を売買する」旨の書簡。

### ◇IMF、米国の金交換停止に関し声明を発表

IMFは8月20日、同15日付けでIMFあて通告のあった米国の金交換停止に関し、次のような声明を発表した。

「米国当局は、IMFに対し、財務長官の専務理事あて書簡において、米国が1971年8月15日以降国際取引の決済のために事実上金の自由売買を行なわない旨通告した。米国は、為替の安定を図り、他の加盟国との秩序ある為替取決めを維持し、為替の競争的変更を回避するために、引き続きIMFと協力するであろう。IMFは、米国領域内での為替取引が平価の上下限をこえて行なわれていることに留意し、かつ現時点では、米国当局の措置は、米国領域内での米国と他の加盟国との間の取引が平価の上下限内においてのみ行なわれることを保証するものでないことにつき留意する。IMFは、米国当局が上記の措置を採るに至った諸事情に留意する。IMFは、為替の安定を図り、他の加盟国との秩序ある為替取決めを維持し、為替の競争的変更を回避するためにIMFと協力するという加盟諸国の約束を強調するものであ

り、それゆえにこの約束に従って行動するという米国当局の意向を歓迎する。

IMFは、IMF協定の諸条項に従って設定され維持されてきた平価を基礎として、持続可能な為替相場体系(a viable structure of exchange rates)を早急に確立するため、米国ならびに他の加盟国当局と引き続き緊密に協議する意向である。」

### ◇GATT、米国の輸入課徴金をめぐり緊急理事会を開催

GATTは8月24、25の両日、米国の輸入課徴金賦課をめぐり緊急理事会を開催した。同理事会では、まず米国代表が課徴金賦課に至る事情を説明、これに対して他の主要国が意見を述べたあと、以下の任務を有する作業部会を設置することで合意をみた。

- (1) GATTの規約および同理事会での討議に照らして、米国の一時的輸入課徴金を検討するとともに、米国の諸措置のうち世界貿易に影響を及ぼす通貨関係以外の措置について意見を交換する。この任務を遂行するにあたって、作業部会はとくに、米国国際収支逆調の実態、課徴金の理論的根拠およびその実施の態様、予想される貿易への影響、他のGATT加盟国経済への影響、なかんずく開発途上国経済への影響を考慮するものとする。
- (2) GATT規約第15条に基づいてIMFと協議する。
- (3) 9月20日以前に開かれるGATT理事会に対し、その討議資料として報告書を提出する。

## 米州諸国

### ◇米国、経済緊急対策を発表

ニクソン大統領は8月15日、ドル防衛、景気刺激およびインフレ抑制のための総合的経済緊急対策を発表した。その概要次のとおり。

#### (1) ドル防衛措置

##### イ. 金交換の一時停止(根拠法、1934年金準備法)

財務省は、外国公的当局が保有する米ドルの、米国が保有する金もしくはその他準備資産(外貨、SDR、IMF引出し権)への交換を、8月15日以降原則として一時停止する。これに伴い財務省は、IMFに対して、米国が同日以降国際取引の決済のための金の自由売買を取りやめる(IMF協定上の平価維持義務の放棄)旨通告するとともに、連邦準備制度に対してもドルを他通貨に交換する目的でス

ワップ取決めを利用しないよう要請した（スワップ取決め基礎となる米ドルの金ないしその他準備資産への交換停止に伴うもの）。なお大統領は、金の公定ドル価格（1トロイ・オンス＝35米ドル）の維持を指示した。

ロ. 一時的な輸入課徴金賦課（根拠法、1962年通商拡大法および1930年関税法）

8月15日現在の関税対象品目（注1）であって、かつ量の輸入規制（注2）の対象となっていない品目の輸入について、8月16日以降原則として10%（注3）の課徴金を賦課する（注4）（本課徴金対象輸入額は、米国の年間輸入総額450億ドルの約50%、年間課徴金収入は約21億ドル）。

なお、本課徴金については一時的かつ無差別的なものとして説明されているが、行政命令によれば、財務長官が必要と認めた場合には「対象品目全般、あるいは財務長官が指定する特定品目もしくは特定国の製品に関して、課徴金を軽減、撤廃もしくは再賦課し、あるいは適用除外例を設けることができる」とことになっており、特定国（ないしその特定品目）に対して差別的取扱をなす余地が残されている。

（注1）非関税対象品目（コーヒー、魚類、鉱石等の原材料等）には課徴金を賦課しない。

（注2）米国の法令に基づく強制的な輸入制当品目（綿製品、原油、石油製品、食肉、酪農品等）についても、すでに量の制限を課しているため課徴金を賦課しない。なお、自主規制品目（たとえば日本等の鉄鋼輸出）については、原則どおり課徴金を賦課する。

（注3）8月15日現在の関税率に10%課徴金を加えた税率が1930年関税法上の基本税率をこえる場合には、同基本税率をもって頭打ちとする。

（注4）財務省は9月1日、主として国内中小輸入業者の苦境を考慮して課徴金の適用を一部緩和し、次の輸入貨物については10月1日までに通関が行なわれれば、課徴金の賦課を免除する旨発表した。

- (1) 8月15日以前に米国向けに船積みされ、すでに公海上にあったもの。
- (2) 同日以前に米国太平洋岸に入港したにもかかわらず、港湾ストのため荷揚げできなかったもの。
- (3) 同日以前に米国の保税倉庫ないし保税地域に到着していたもの。

(2) 景気刺激措置

景気を刺激し雇用を促進するため、総額62億ドルを上回る以下の減税措置を実施する（いずれも立法措置が必要）。

イ. 設備投資免税

1971年雇用促進法（Job Development Act of 1971）を制定し、米国产設備による新規投資額の10%につき税額控除（71年8月15日にそ及実施、72年8月15日以降5%）を認める投資免税措置（Job

Development Tax Credit）を実施する（72年度中の減税額は約30億ドル）。

ロ. 乗用車消費税の撤廃

71年8月15日にさかのぼり、国産、輸入を問わず現行7%の乗用車消費税を撤廃する（72年度中の減税額は約23億ドル）。

ハ. 所得税減税の繰上げ実施

1969年税制改革法により1973年1月に実施を予定されていた個人所得税減税（基礎・扶養控除額引上げによる）を1年繰り上げ、1972年1月に実施する（注）（72年度中の減税額は約10億ドル）。

（注）1969年税制改革法では、すでに72年1月にも減税を予定しているため、2年分の減税が一括実施されることとなる。

(3) インフレ抑制措置

イ. 物価・賃金等の一時的凍結（根拠法、1970年経済安定法）

71年8月15日以降90日間、物価・賃金および家賃を、同8月14日に終わる30日間において支配的であった水準（注）以下に凍結する。ただし未加工農産物を除外するほか、輸入課徴金賦課分を小売価格に乗せすることも認める。

本措置については、労使等の自発的協力に期待し、強制的規制方式をとらないが、故意に本措置に違反した者に対しては1件5,000ドル以下の罰金に処する。

（注）ここにいう水準とは、上記30日間において相当額の実取引（a substantial volume of actual transactions）に適用された価格等の水準をさす。

なお、本凍結措置の趣旨に沿い、政府は企業に対して配当率の凍結を要請したほか、金融機関に対して貸出金利を引き下げるよう期待している。

ロ. 生計費審議会を設置

上記凍結措置の実施を監督するとともに、凍結解除後の賃金・物価安定措置を検討するため、財務長官（委員長）等8人（注）で構成する生計費審議会（Cost of Living Council）を設置する。なお、同審議会は、凍結措置に違反する動きが現にあり、もしくはそのおそれがある場合には、司法省に対して差し止め命令を発するよう求めることができる。

（注）財務、商務、労働、農務、行政管理予算局の各長官、大統領経済諮問委員長、緊急準備局（Office of Emergency Preparedness）長、消費問題担当大統領特別顧問（ほかに、連邦準備制度理事会議長が adviser として参画）。

ハ. 歳出の削減

前記減税措置に伴う歳入減への対処かたがたインフレ抑制のため、次のとおり、72年度歳出を47億ドル削減する（前記輸入課徴金による収入増21億ドル

と合わせて減税分<62億ドル>をカバー)。

- (イ) 政府職員の給与引上げ(72年1月予定)の6ヵ月延期(13億ドル)。  
 (ロ) 政府職員の欠員不補充により1年間に5%削減(5億ドル)。  
 (ハ) 地方交付金制度(Revenue Sharing)の実施(71年10月予定)の3ヵ月延期(18億ドル)  
 (ニ) 福祉改革(Welfare Reform)の3ヵ月~1年間実施延期、対外経済援助の10%削減等(11億ドル)。

#### ◇米国財務省、ユーロ・ダラー借入れの借換えを一時停止

米国財務省は、8月24日満期到来のユーロ・ダラー借入れ5億ドル(4月9日実行、7月9日借換え)につき期日返済を行なったが、これは満期時におけるユーロ・ダラー金利の急騰に対処したものとみられている。残りの25億ドルについては、それぞれ満期時の市場動向をみて借り換えるか返済するかを決定することとされており、その後9月1日および同14日に満期到来の各5億ドルについても同様に返済を行なった。この結果、財務省のユーロ・ダラー借入れ残高は同14日現在15億ドルとなった。

#### ◇ニューヨーク連銀、スイス国民銀行およびベルギー国民銀行とのスワップ限度額を拡大

連邦準備制度は8月12日、ニューヨーク連邦準備銀行とスイス国民銀行およびベルギー国民銀行とのスワップ限度額を、6億ドルから10億ドル、および5億ドルから6億ドルにそれぞれ増額する旨発表した。この結果、ニューヨーク連銀と14か国中央銀行および国際決済銀行との間のスワップ網は、別表のとおり総額117.3億ドルとなった。

#### ◇米国連邦準備制度理事会、銀行持株会社の銀行業付随業務として保険代理業を追加

連邦準備制度理事会は8月10日、1970年銀行持株会社法改正法に基づき、銀行持株会社(もしくはその子会社)が連銀の承認を得て営業できる「銀行業付随業務」として、すでに認められている8業種(7月号「要録」参照)のほかに次の条件を満たす保険代理業務(insurance agency activities)を追加する旨発表した(銀行持株会社に関するレギュレーションYを改正、発効日9月1日)。

- (1) その業務が当該銀行持株会社もしくはその子会社の営業所内、またはそれに隣接する営業所内で行なわれ

#### ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ限度額

(単位・百万ドル)

	8月12日現在
オーストリア国民銀行	200
ベルギー国民銀行	600
カナダ銀行	1,000
デンマーク国民銀行	200
英 蘭 銀 行	2,000
フ ラ ン ス 銀 行	1,000
ドイツ・ブンデスバンク	1,000
イ タ リ ア 銀 行	1,250
日 本 銀 行	1,000
メ キ シ コ 銀 行	130
オ ラ ン ダ 銀 行	300
ノ ル ウ ェ ー 銀 行	200
ス ウ ェ ー デ ン 銀 行	250
ス イ ス 国 民 銀 行	1,000
国 際 決 済 銀 行	1,600
(うち スイス・フラン分)	(600)
合 計	11,730

ること。

- (2) 代理業務を行なう(act as insurance agent or broker)保険の種類等が以下のいずれかに限られること。

イ、当該銀行持株会社およびその子会社のための保険。

ロ、①銀行もしくはレギュレーションYに定める銀行業付随業務に携わる会社による信用供与もしくはその他の金融サービスの提供と直接関連する保険、または②あくまで保険契約者の便益のために売却されるすべての保険(ただし、②にかかる保険料収入が①および②にかかる保険料収入の合計の主要部分<significant portion>とならない場合)。

ハ、人口5,000人以下の地域もしくは当該銀行持株会社が保険代理業の不足を立証しうる地域において売却されるすべての保険。

#### ◇米国、1971年輸出拡大融資法の成立

ニクソン大統領は、8月17日、米国輸出入銀行(EXIM)による輸出金融順便化と強化を目的とする「1971年輸出拡大融資法(Export Expansion Finance Act of 1971)」に署名した。同法は実質的には「1945年輸出入銀行法(Export-Import Bank Act of 1945)」改正法であるが、そのおもな内容は次のとおり。

- (1) EXIMをして弾力的な与信活動を可能ならしめる

ため、EXIM予算を連邦政府予算の適用対象外とする。

- (2) EXIMの保証限度額を35億ドルから100億ドルにふやすことにより、融資限度額を合わせた与信限度総額を135億ドルから200億ドルに拡大する。
- (3) 金融機関の輸出貸出は、現在連邦準備制度の対外貸出ガイドラインの対象となっているが、これをすべてガイドライン適用対象外とする。  
これに伴いガイドライン修正が必要となったが、同制度理事会は8月18日、議会の付帯決議(同理事会に対し90日程度の余裕期間を付与)に基づき、新ガイドライン設定まで当分の間、現行ガイドラインを遵守するよう金融機関に対して要請した。
- (4) 従来、EXIMの与信を禁止する相手国として、①米国の交戦国、②当該交戦国に対して政府の直接的行動を通じて物資・サービス等を提供している国、および③前記①と②の国に対し物資資料、情報等を提供する国をあげていたが、これを①米国の交戦国、②主として当該交戦国の使用に供する目的で物資等を購入する国、に改めるとともに、③大統領が国益に反すると認めた場合にも、与信を禁止することとする。
- (5) 主要国の輸出優遇措置に対抗しよう、融資・保証条件の緩和を推進する。
- (6) EXIMの存続期限を73年6月30日から74年6月30日まで延長する。

#### ◇米国、緊急融資保証法の成立

1. ニクソン大統領は8月9日、緊急融資保証法(Emergency Loan Guarantee Act, Public Law 92-70)に署名した。

同法の趣旨は、主要企業の金融的破たんが国民経済全体に重大な悪影響を及ぼすと認められる場合、同法に基づき設立される緊急融資保証委員会<sup>(注1)</sup>(Emergency Loan Guarantee Board)が総額250百万ドルを限度として民間融資に対し政府保証を行なうことにあるが、実際には、今春来英国ロールス・ロイス社の墜落のおりを受け経営不振を続けていた、ロッキード航空機会社<sup>(注2)</sup>に対する政府のてこ入れをねらいとしたものであり、事実9月9日、上記委員会は同社に対して限度額いっぱいの250百万ドルの融資保証を行なっている。

(注1) 財務長官を議長とし連邦準備制度理事会議長、証券取引委員会(SEC)委員長の3者から構成され、議決は多数決による。

(注2) ロッキード社の経営不振は、ロールス・ロイス社に発注していたエンジン納入の遅れから、いわゆる“Tristar” air busの開発計画がぎ折し、24行の協働銀行団(対ロッキード融資残高400百万ドル)が政府保証の伴わない追加融資に難色を示したことが直接の契機とさ

れている。

2. 同法のおもな内容は以下のとおり。

- (1) 緊急融資保証委員会(以下、委員会という)は適当と認める条件で、同法に定める要件を満たした融資につきその元本もしくは利息の保証を融資金融機関に対して行なうことができる。
- (2) 保証を行なうにあたり、委員会は、①当該融資が行なわれないときは当該企業の事業活動の持続が不可能となり、その結果、国全体もしくは当該地域の経済に重大な悪影響をもたらすこと、②当該企業が上記保証なしでは適当な(reasonable)条件で融資を受けることが不可能であること、③当該企業の収益力の見通し、担保の性質・価値から、定められた期間内に当該融資の返済が可能であるとみられること、を判断する一方、融資機関も上記保証なしでは融資を行なわない旨証明することを要する。
- (3) 保証融資の期間は5年を限度とするが、3年に限り更新が認められる。
- (4) 保証融資の金利は、委員会が保証によるリスクの軽減と保証付きでない同種の融資の金利水準を勘案して決定する。また、委員会は融資保証につき保証料を徴求する。
- (5) 委員会は、融資保証にあたり、当該借入れ企業の財産につきできるだけ当該保証の全額に見合う担保の徴求をしなければならない。
- (6) 委員会は、融資保証にあたり、当該融資が未払のときは当該企業の配当および他の借入れの支払を禁ずるとともに、当該企業が融資の保証を必要とするに至った原因が経営能力の欠陥にあると認められた場合は、あらかじめ企業に対して経営面の改善を要求することができる。
- (7) 委員会は、当該企業から監査済みの会計報告を徴求するとともに、当該保証の債権保全等のため必要な場合は当該企業の帳簿等すべての資料を検査することができる。
- (8) 連邦準備銀行は、委員会の要請によりその財務代理人となる。
- (9) 委員会は、毎年、本法に基づく活動の記録を議会に提出しなければならない。また、本法に基づく委員会の保証権限は1973年末をもって失効するが、委員会は同年6月末までに本保証制度の延長の適否に關し議会に対して勧告しなければならない。

### ◇証券取引制度改革に関するマーチン前連邦準備制度理事会議長の提案

1. マーチン前連邦準備制度理事会議長は8月6日、ニューヨーク証券取引所の委嘱により今春来検討をすすめてきた証券取引制度改革問題に関する報告書を公表した。この報告書の中で同氏は、今後の取引量および投資家層の拡大を展望したうえ、取引の公正および効率化を期するため、以下のような証券取引制度全般の抜本的改正を提案している。
2. 提案のおもな内容は以下のとおり。
  - (1) 公正な価格形成を図るために、ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所をはじめ各地の取引所を統合し、上場証券に単一の売買市場を提供する全国取引所制度を開発する。
  - (2) ニューヨーク証券取引所を法人(corporation)の形態に改組し(現行の1会員権<seat>は10株<share>とし、1株の所有により会員としての取引が、さらに10株の所有により場立ちが認められる)、現行の会員を主体とする33人の理事会に代え、20人の取締役会(Board of Directors)を設け(議長は取締役会が選出し、議決権をもつ)、そのうちの半数は会員から、他の半数は会員の投票によって一般から選出することとする。
  - (3) ブローカーがミューチュアル・ファンド運用等の資産管理(money management)業務を兼営することを禁止する。
  - (4) 取引所の会員資格については、従来同様機関投資家の加盟を認めない。また、現在の固定手数料の自由化(negotiated rate)は慎重に行なうべきである。
  - (5) 取引の機械化を推進するとともに、株式の非現物化を促進する。
  - (6) 証券業者の資本充実を図る。

なお、本件につきニューヨーク証券取引所は、その指摘事項について今後さらに掘り下げた検討を行なう旨述べているが、問題が大きき、議会、証券取引委員会(SEC)にかかる事項や当事者の利害が錯綜する面もあるだけに、今後相当長期間にわたって広範な論議を呼ぶものとみられている。

## 欧 州 諸 国

### ◇EEC閣僚理事会、今次国際通貨危機に関するコミニケを発表

EECは今次米国の経済緊急対策発表後の国際通貨危機に対処するため、まず8月16、17日の両日に通貨評議

会を、次いで17、18日に委員会を、さらに19、20日に閣僚理事会(蔵相会議)を開いてEECのとるべき態度について協議した。閣僚理事会では、域内通貨相互間の変動幅縮小、域外通貨に対するいっせいフロート等を骨子とする委員会提案、ベネルックス3国の提案等が検討されたが、独仏の対立から合意をみるには至らなかった。会議終了後発表されたコミニケは次のとおりである。

「EEC閣僚理事会は、本日、米政府が国際収支の均衡回復を図るため採用した諸措置について、検討を行なった。

各国閣僚は、ドルの金交換停止と10%の輸入課徴金の導入が、通貨秩序と国際貿易に深甚なる影響を及ぼすと考える。

これらの措置は、国際貿易と国際決済の自由を確保するためには、平価の再調整を含む国際通貨制度改革の推進が必要であることを明らかにした。

この目的を達成するために、共同体諸国は適当な国際的な場、とくに共同体諸国がその本来の役割を重視するIMFにおいて、共通のイニシアチブをとることになろう。

理事会は、共同体諸国の為替市場を来週の月曜日から再開する必要があるか、国際通貨体制の改革は今後に期待しつつ、当面為替市場の機能を維持するために必要な諸措置を採用することが適当である旨合意した。

イギリス当局との間に緊密な関係が樹立された。

さらに理事会は、共同体諸国のうちある国では米ドル相場が単一為替市場において自由に形成され、また、他の国では二重為替市場において固定された水準に定められるであろうことを承認した。

最後に、理事会は、中央銀行総裁会議および通貨評議会に対して、共同体諸国間における通貨の変動幅の漸進的縮小を容易にし、ひいては、農業共同市場の機能回復に資するような為替市場への介入方法を遅滞なく提案するよう要請する旨決定した。

こうした介入方法を確立することは、経済通貨同盟の実現を促進するうえで不可欠なものである。

理事会は9月13日再度開催されよう。」

### ◇EEC委員会、市場再開後の農産物価格調整措置を決定

EEC委員会は8月27日、外国為替市場再開後の農産物価格調整措置(6月号「要録」参照)に関し、8月30日以降適用する調整金率を次のように定めた。

- (1) 西ドイツ 7%(従来6.4%)
- (2) ベネルックス3国 3.6%(オランダは従来3%)

調整金の率は、本年5月、マルクとギルダーの変動相場への移行後定められた方式によって決定されており、その点での変更はないが、今般8月23日からベネルックス3国が暫定的な通貨協定によりベルギー・フランとオランダ・ギルダーとの変動幅維持を図っているため、オランダのみに対する調整金率は廃止して、ベネルックス3国に対する共通の調整金率を定めた点が注目される。なおイタリア・リラも変動相場に移行したが、ドル相場の平価比プレミアム幅が調整金発効の基準(平価との乖離幅2.5%以上)に達していないため、調整金の採用は今回見送られた。

#### ◇英国、限定的変動為替相場に移行

1. 英国政府は、米国の経済緊急対策の発表後、8月16日から22日まで外国為替取引所を閉鎖した。なお、金取引所は16日閉鎖されたのみで17日午後には再開された。
2. 英国政府は、8月23日の外国為替取引所再開に先立ち次のように発表した。
  - (1) ポンドの現行平価(1ポンド=2.40ドル)は維持する。
  - (2) 英ポンドの対米ドル相場は必ずしも従来の変動幅の制限(平価比上下各0.83%)内には収まらない。
  - (3) 当面、英蘭銀行の平価維持操作における従来の介入下限(1ポンド=2.38ドル)は維持されるが、同介入上限(1ポンド=2.42ドル)は撤廃される。

#### ◇英国、為替管理を強化

英国大蔵省は8月27日、ロンドン為替市場再開後の投機資金の流入を抑制するため、一連の為替管理強化措置を発表、8月31日から実施した。本措置は、本年1月に実施された居住者の外貨借入れ規制強化(2月号「要録」参照)に続く外貨流入抑制策であり、1947年の為替管理法に基づいて採られたものである。

措置の概要次のとおり。

- (1) 銀行、割引商社その他公認預金受入れ機関(authorized depository)が保有する非居住者(ポンド圏外の居住者、以下同じ)ポンド勘定の8月1日営業開始時残高をこえる増加分に対する付利の禁止。ただし、本規制実施以前の残高に対する利払いに基づく増加分についてはこの限りでない。また、本規制実施以前の残高に対する金利を、市場実勢を著しくこえて引き上げることも認めない。
- (2) 金融機関(上記公認預金受入れ機関を除き、住宅金融会社、信託貯蓄銀行、その他類似の金融機関を含む)

および地方公共団体による非居住者預金の新規受入れ禁止。

- (3) 非居住者に対するポンド建CD、大蔵省証券、国債、政府保証債、地方公共団体債(いずれも1976年10月1日以前に満期の到来するもの)の売却禁止のほか、公認銀行および公認預金受入れ機関による非居住者のための上記証券の買入れを禁止。ただし、既往買入れ分の乗換え継続は認められる。
- (4) 公認銀行によるポンド直買い・先売りのスワップ取引は、今後、すべての外国通貨を合計した直物ポジションが売り持ちにならない範囲に限られる(注)。

(注) 公認銀行の外貨ポジションに関する従来の規制の概要は次のとおり(1970年11月24日改訂)。

- (1) すべての外国通貨を合計した直先総合のポジション(net open position)の売り持ちまたは買い持ち額が50千ポンド相当額をこえないこと。
- (2) 先物償済のカバーのため保有される直物外貨のバランスが、すべての外国通貨を合計して100千ポンド相当額をこえないこと。
- (3) 上記規制は毎営業日終了時の残高につき適用される。
- (4) 上記規制は、公認銀行が非居住者から、または、英蘭銀行からの特別の許可を得て居住者から受け入れた外貨建預金で、①外貨建のまま他に貸し付けまたは預け入れ、もしくは、②ポンドで運用するためスワップによりポンド転換した額については適用されない。

なお、今次規制に伴い、上記(注)の(4)の②は削除されることとなった。

#### ◇英国、公定歩合を引下げ

1. 英蘭銀行は9月2日、公定歩合の1%引下げ(6.0→5.0%)を決定、即日実施した。これは、前記為替管理の強化に続き、ポンド切上げおもわくに基づく投機資金の流入を抑え、ロンドン為替市場でのポンド相場が実勢以上に高騰するのを防ぐために採られた措置とみられている。

公定歩合引下げにあたっての英蘭銀行発表文要旨次のとおり。

「現在の英国の対外ポジションの強さと、国際通貨情勢の不安定さにかんがみ、公定歩合を1%引き下げ5%とする。

この措置は、海外からの投機的な資金流入を抑制するために8月31日から実施に移された為替管理措置と符節を合わせたものである」。

2. 今次措置実施に伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行の預金・貸出金利は公定歩合と同一幅(1%)だけ引き下げられ、新レートは次表のとおりとなった。なお、期間2～15年の貿易金融金利は据え置かれた。

ロンドン手形交換所加盟銀行・  
スコットランド系銀行金利

通知預金 (7日もの)	3.0%
貸出金利(貿易金融以外は いずれも当座貸越)	
対国営企業 (大蔵省の保証付き)	5.5%
対地方公共団体	}
対住宅金融会社	
対保険会社	
対一流商工企業	
対賦払い信用会社	6.5%
貿易金融(輸出信用保証 局の保証付き)	
期間2年までの貸付	5.5%
期間2年をこえ15年までの貸付	7.0%

◇英国割引商社、銀行引受手形の買入れレート協定を廃止

ロンドン割引市場協会加盟割引商社(11社)は、従来、毎週金曜日の大蔵省証券入札の際、一流銀行引受手形(3ヵ月もの)の最低買入れレート(最高買入れ価格)の申し合わせを行ってきたが、8月6日以降かかる申し合わせを廃止した。これは、本年5月英蘭銀行によって提案された新金融調節方式(6月号「要録」参照)の実施(9月16日)を控え、金融機関相互間の競争がますます拡大される見通しにあることに即応して実施されたものとみられる。

なお、この結果、同レートは8月6日ただちに低下(6.31→6.03%)、その後も漸次低落している(9月3日5.94%)。

◇英国、労使関係法成立

英国の労使関係法案(Industrial Relations Bill)は、このほどようやく議会を通過、女王裁可を経て8月5日正式に成立した。同法案は、70年10月その要項が関係各方面に配布され、意見聴取が図られたのち同年12月下旬に提出されたもので、その後労働組合による抗議スト、議会内での労働党の激しい抵抗にあって、審議が予想以上に長期にわたっていたものである。

同法案は上下両院で多くの修正を受けたが、そのほとんどは技術的性格のものにとどまり、原案の基本的ねらい(45年11月号「要録」参照)は貫かれた(注)。

(注) 唯一の実質的改正点は、原案では全面的に排除されていた Pre-entry closed shop 協定(組合への加入を雇用の条件とする協定)を、特定の場面に限り認めることとした点にある(すでに、俳優、音楽家、海員の3組合がこの例外規定の適用を受けることを保証されている)。

ただ、同法の完全実施に至るまでには、同法のめざす合理的な労使慣行確立のためのガイドラインとしての役割を果たすべき「労使慣行」規約(Code of Industrial Relations Practice、本年6月17日、政府はその原案を発表、関係各方面と協議中)の議会承認、同法によって新たに導入された労働組合と経営者団体の登録手続き(注1)の実施、全国労使関係高等裁判所(National Industrial Relations Court)の新設、既設の労使関係裁判所(Industrial Tribunals)および労使関係委員会(Commission on Industrial Relations)の拡充等が実現されねばならず、なお半年程度の期間を要するものとみられている。とくに、同法案の構想発表以来反対の態度に終始している労働組合会議(TUC)を中心とした労働組合側に、①労働組合としての登録の見合わせ、②労使関係裁判所(Industrial Tribunals)への労組代表の派遣拒否、③経営者に対し、団体協約に法的拘束性をたぬ旨明記することを要求する(注2)、などの戦術によって同法の実効をそぐべく努める方針であると伝えられており、今後も同法が所期の効果をあげるまでには相当の曲折は免れまいとの見方が強い。

(注1) 労使関係法は、労働組合および経営者団体に対し、新設の登録官(Registrar)の下に登録することを条件として明確な法的地位を付与し、登録された労働組合に対しては、共同基金の免税や不当労働行為と認定された場合の処分の特典を与える一方、同法に規定された多くの拘束を適用することとした。この意味で、主要労働組合による登録手続きの完了は、同法のねらいとする労使関係改善の実現にとって基本的に重要な要件といえる。

(注2) 労使関係法は、法的拘束性をもたない旨明示した条項が含まれないかぎり、すべての労働協約は法的な拘束力を有するものと規定している。これにより、雇用者はその被雇用者による協約違反を法廷に訴えうることとなるわけで、この点が同法の企図する労使慣行改革の最も重要な点の一つとされている。

◇フランス、二重為替相場の創設と替管理の強化

1. フランスは、米国の経済緊急対策発表後8月17日から同20日まで外国為替市場を閉鎖したが、同23日の市場再開にあたり、固定相場制の維持、フラン切上げ反対の立場を貫くため、かねてからの主張どおり二重為替相場制度を導入することとし、8月21日関係諸法令を公布した。なお二重為替相場の導入にあたっては、①フラン圏の統一性が確保されること(変動相場に移行すればフラン圏諸国には追従不可能な国も出てくる)、②農業共同市場の運営を阻害しないこと、③EEC段階、さらには国際的レベルでの通貨制度の改革が行なわれる場合にもならん障害とはならないこと、などの事情が考慮されていたといわれる。

二重為替市場の概要次のとおり。

(1) 公定市場(marché officiel、フランス銀行の介入

市場)における取引は次のものに限定される。

- イ. 輸出入の取引(サービス分は除く)
- ロ. 輸出入取引に付帯する諸サービス取引(運輸、保険、通関手数料等)
- ハ. 国および公共団体(フランスであると否とを問わない)の行なう經常取引

- (2) 上記取引および外国証券の取得以外のいっさいの取引は金融取引市場(marché financier、相場は需給関係によって自由に決定される)の対象となる(輸出前受け金も含む)。
- (3) 外国証券の取得は引き続き外国証券市場(marché de la devise-titre)で行なわれる。

(注) 上記(イ)以外の經常取引を金融取引市場の対象としたのは、コントロールの便のためであり、また外国証券市場を存続させたのは対外証券投資の自由化は時期尚早と判断されたためと説明されている。

- 2. フランス政府は8月21日、二重為替相場制度の有効性を確保するため、次のような為替管理の強化措置を実施した。

- (1) 輸出代金の期限前決済  
輸出代金の期限前決済に伴う外貨の売却は公定市場の対象から除外され金融取引市場の対象とする。
- (2) 輸入の支払場所の指定(domiciliation)  
5,000フラン以上の輸入は支払場所の指定を要することとする(従来は10,000フラン以上)。
- (3) 輸入決済期間  
通関後次の期間内に輸入代金の決済を行なうこととする。
 

イ. 5,000フラン未満の輸入	1ヵ月以内
ロ. 5,000フラン以上の輸入(資本財を除く)	3ヵ月以内
ハ. " " (資本財)	個別許可のある場合を除き 2年以内

- (4) 非居住者フラン勘定の取扱  
非居住者名義のフラン勘定は、フラン建非居住者勘定(comptes étrangers en francs)とフラン建金融勘定(comptes financiers en francs)とに分離し、前者は非居住者が公定市場で取得したフラン、後者は金融取引市場で取得したフランを貸記することとする。

- 3. フランス銀行は9月3日、二重為替相場制度の補完措置として、居住者の外貨先売り取引および輸出入業者に対する外貨貸付を次のとおり規制することとした。

- (1) 為替銀行は、契約書またはこれに相当する証拠書

類の提出を求めることにより、外国からの決済により受入れが予定されている外貨金額およびその決済期日を確認した場合を除き、居住者からの外貨先売り注文に応じてはならない。既往の外貨先売り予約についても、上記証拠書類の提出を行なわせることとし、書類提出ができない条件はすみやかに(いかなる場合でも9月30日までに)解約する。

- (2) 輸出業者が外貨借入金を売却する場合は、金融取引市場において行なうものとする(二重市場発足の際輸出前受け金の売却は金融取引市場で行なうこととしたが、本件はその趣旨を受け継ぐもの)。
- (3) 輸入業者に対する外貨貸付を禁止する。これは、輸入業者が外貨借入金をもって輸入決済を行なう場合は、二重市場発足の際採られた輸入決済期間短縮措置の趣旨がそこなわれるのみならず、輸入決済のための外貨を公定市場で調達すべきところ、借入金返済時に所要外貨を金融取引として金融取引市場で調達することにより、不当に利ざやをかせぐおそれがあることに対処したものである。

#### ◇フランス、非居住者預金の付利を停止

- 1. フランスの外国為替銀行は8月10日、5月初のフラン投機後に実施されたポジション規制(8月号「要録」参照)に即応して概要下記のとおりフラン建非居住者預金に対する付利停止の自主申し合わせを決定した。
  - (1) 3ヵ月(90日)未満の定期預金については、8月17日以降の新規設定分に対し付利停止。
  - (2) 一覧払い預金については、既往分および新規分とも8月17日以降付利停止。  
本措置について為銀筋では、「ポジション規制の遵守にあたり、採算面で投機資金流入の余地を少なくしておいたほうが為銀の通常業務の運営上支障が少なく、結果的に規制ラインをより遵守しやすくなる」としている。
- 2. 国家信用理事会は8月17日、投機資金の流入によって一部フラン建非居住者預金が増加している状況にかんがみ、上記為銀の申し合わせを公的な措置として追認した。

#### ◇フランス、対外投資用資金の送金制限を緩和

フランス政府は、金・外貨準備の増加を背景にさきに為替管理の一部を緩和したが(8月号「要録」参照)、このほど、そのうち企業の対外投資の制限緩和に関する具体的運用方針を明らかにした。

- (1) 企業の対外投資用外貨の送金については、今後当分



の間許可限度(注)を撤廃する。この結果許可限度外の必要中長期資金を現地調達する必要はなくなる。

(注) 従来の許可限度は、工業関係で年間5百万フラン(利益収入の海外送金分を上乗せ)、商業関係で海外支店当り2.5百万フラン。

- (2) 企業の海外借入金の期限前返済を弾力的に認める。  
 (3) 外国企業の在仏系列会社または在仏支店のフランス国内における資金調達については、今後当分の間、従来の規制(注)を大幅に弾力化する。

(注) 当該系列会社または支店の総所要資金調達のうち、本国からの送金分の比率が平均して出資比率の半分以上なければならない。

#### ◇フランス、IMF債務を期限前返済

フランスは8月9日、IMFに対し、69年のフラン切下げに際して借入れを実行したスタンドバイ・クレジットの未返済額233.8百万ドル(44年10月号「要録」参照)およびIMFクォータ増額等に伴うゴールド・トランシュ分375百万ドル、合計608.8百万ドルの期限前返済等(注)を実行、うち191百万ドルは米国から購入した金を充当した。これにより、フラン切下げ後2年を経て対外中・短期債務は完済されたことになる。これに関し、ジスカールデスタン蔵相は「フランス国民の輸出努力に負うところが大きい」旨強調した談話を発表し、さらにこの輸出努力が続けられることを希望した。

(注) ゴールド・トランシュ分の内訳は、旧ゴールド・トランシュ返済額が246百万ドル、クォータ増加に伴うゴールド・トランシュの要込込み額が129百万ドル。

#### ◇フランス、パリ交通公団等の公共料金を引上げ

シャマン運輸大臣は8月9日、パリ交通公団およびフランス国有鉄道パリ郊外線の料金を、8月20日から平均約10%引き上げる旨発表した。本措置は両者の赤字幅縮小のために採られるもので、政府は、「正当な公共料金(vérité des prix)への一段階」としている。

料金値上げ等の概略は次のとおり。

- (1) 地下鉄、バス回数券 2等 7→8フラン  
 1等 10.50→12フラン  
 (2) 国鉄郊外線 平均10%値上げ  
 (3) 9人以上を雇用するパリおよびその近辺の企業に対し、支払賃金(社会保険と同一基準)の1.7%相当の交通税を創設し、9月1日から実施。

#### ◇イタリア、限定的変動為替相場に移行

イタリア政府は8月20日、米国の経済緊急対策発表後閉鎖してきた為替市場を23日から再開することを決定するとともに、次のようなコミュニケを発表した。

- (1) リラの平価(1ドル=625リラ)は変更しない。  
 (2) イタリア為替局は従来どおりの方式で為替市場への

介入を行なう。

- (3) ただし、上記為替市場への介入については、平価の上下各0.75%の限界をこえる相場で行なうことができず。  
 (4) イタリア銀行は、為替取引と相場の秩序を保つため、EEC諸国の中央銀行および英蘭銀行と密接な連絡を保つ。

なお、政府は市場再開とともに為銀に対する対外ポジション規制を強化、従来対外ポジションのバランス義務の特例として認められていた輸出金融に見合う例外措置を廃止し、9月15日までに対外ポジションのバランス化を義務づける(現在70~80百万ドルの債務超の模様)とともに、同日以降、同ポジションが債務超に転ずることを禁止した。

#### ◇オーストリア、限定的変動相場への移行等

1. 米国の今次経済緊急対策に伴い、ウィーン為替市場は8月16日以降閉鎖されていたが、オーストリア国民銀行は同23日、①翌24日に市場を再開し、②今後オーストリア・シリングと対欧州主要工業国通貨との関係を平均的に安定させる一方、ドルとの関係を自由に変動させる旨決定した(限定的変動相場への移行)。  
 2. 上記為替市場の再開と同時に、次のような為替管理措置が実施された。  
 (1) 交換可能通貨の売却によるシリング建非居住者勘定への貸記については、経常取引を除いて国民銀行の許可を要する。  
 (2) 国民銀行は、外国為替銀行との間に以下の2点につき紳士協定を締結する。  
 イ. 8月13日以降の流入外貨につき、その75%を国民銀行の特別勘定に凍結する。  
 ロ. 外国為替銀行は、オーストリア・シリングへの転換を目的とした短期外資の取入れを自粛する。

#### ◇スイス、為替管理の強化等

1. 米国の今次経済緊急対策に伴い、8月16日以降スイス国民銀行が平価維持操作を停止したため、チューリッヒ為替市場は事実上閉鎖された。その後16日、23日に政府は特別閣議を開催し、今後の方針を検討したが結論に至らず、結局スイス国民銀行は、25日、3大商業銀行との間に次のような紳士協定を締結し、これにより市場は26日以降再開されることとなった。  
 (1) チューリッヒ市場の米ドル相場が低落し、3.96スイス・フラン(スイス・フランの金平価比3.1%安)を下回った場合、3大商業銀行は内外銀行から受け

入れるドル資金の額を1日1顧客当たり2百万ドルに制限する。この限度をこえて受け入れた場合は、その超過分のスイス・フラン対価を自行の特別勘定に3か月間凍結する(無利子)。

- (2) 米ドル相場がさらに低落し、3.95 スイス・フラン(スイス・フランの金平価比3.4%安)を割り込んだ場合は、取入れ制限枠を1百万ドルとする(超過分の処理は(1)と同様)。
  - (3) ただし、商業取引の決済に必要な資金取引は対象外とする。
2. なお、スイスではかねて国民銀行と市中銀行との間で短資流入の抑制を目的とする紳士協定の準備が進められていた(8月号「要録」参照)が、欧州通貨不安の激化に対処するため、8月20日発効の当初予定を繰り上げ、同協定を16日から実施することとした。実施の細目は次のとおり。

- (1) 協定参加銀行は7月31日以降、毎月末時における対非居住者債務の前月末比増加額から当該銀行の対外投資の前月末比増加額を差し引いた残額に対し、100%の特別最低預金積立て義務を負う。特別最低預金額は、翌月25日までに国民銀行に設けられた特別勘定に払い込まねばならない。
- (2) 7月31日以降流入した期間6か月未満のスイス・フラン建非居住者預金に対し、8月16日以降付利することを禁ずる(注)。

(注) 本措置については、その後の通貨不安持続にかんがみ、8月末追加的協定を締結し、期間の制限(6か月未満)は撤廃された。

#### ◇ベネルクス3国、暫定通貨措置を決定

オランダ、ベルギーおよびルクセンブルクのベネルクス3国は、米国の経済緊急対策発表後8月16日から同20日まで為替市場を閉鎖したが、同23日の市場再開にあたり、およそ以下のような暫定通貨措置を決定した。

- (1) ベルギー・ルクセンブルク・フランとオランダ・ギルダー相互間の裁定平価(parity)は、5月9日以前と同一とし、両通貨間の変動幅を裁定平価の上下各1.5%とする。
- (2) 両通貨の対外的な変動幅の上下限は新しい秩序が回復するまで停止する。ただし、ベルギー、オランダ両国中央銀行は、極端な相場の変動を避けるため、状況によっては協調的な介入を行なう。
- (3) ベルギーは、二重為替市場の制度を存続させる。

#### ◇オランダ、公定歩合体系を変更

1. オランダ銀行は8月25日、為替手形割引歩合(基準

歩合)を除く割引・貸付歩合を各0.5%引き下げ、26日以降適用する旨決定した。新しい金利の体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

- (1) 割引
 

イ. 為替手形	5.5%(5.5%)
ロ. 約束手形	6.0%(6.5%)
- (2) 当座貸越および担保貸付歩合
 

イ 個人・私企業向け	7.0%(7.5%)
ロ その他向け	6.0%(6.5%)

2. 今回の措置についてオランダ銀行は、基準歩合とその他割引・貸付歩合との格差を1969年8月以前の正常な状態(注1)にもどすための技術的調整である旨説明している。もっとも、市中貸出金利がもっぱら上記約束手形割引歩合とリンクしている(注2)ことから、市中金利も今回の措置に伴いいずれ低下に向かうものとみられている。

(注1) 1969年8月1日に基準金利が0.5%引き上げられた際、その他の金利は一律1%引き上げられた。

(注2) 市中貸出金利は、通常オランダ銀行約束手形割引歩合の1.5%高で変動。

#### ◇オランダ、非居住者による債券取得制限措置を決定

1. オランダ政府は9月3日、外資流入を阻止するため次のような非居住者による債券取得の制限措置を決定した。

- (1) 9月6日以降、非居住者は保有オランダ債券を売却した資金によってのみ新たにギルダー建オランダ債券を購入することができる。
- (2) 本措置を遂行するため、非居住者がオランダ債券を売却して得た代り金を「債券ギルダー」(Obligationen-Gulden)と呼び、その用途はギルダー建債券の取得に制限する。
- (3) 非居住者は、保有債券の償還資金によって新たにギルダー建オランダ債券を購入することはできない。
- (4) オランダ居住者が「債券ギルダー」を購入することを禁止する。

2. 今回の措置について、政府は要旨次のようにコメントしている。

「70年以降非居住者によるオランダ債券への投資が増加の一途をたどり(70年中約30億ギルダー、71年第1四半期10億ギルダー以上)、インフレ抑制の効果を減殺していた。政府としては5月10日以降、ギルダーを変動相場へ移行させることにより、外資流入が衰えることを期待したが、①約8%の高い金利水準、②ギルダーの高値更新期待、などから再び外資の流入が目

だっている。本措置はこうした状況に対処したものである」。

#### ◇オランダ、市中貸出規制を継続

オランダ銀行は9月3日、69年1月以来実施している商業銀行および農業銀行に対する市中貸出規制を継続し、9～10月間の対民間貸出平均残高を、70年10～12月平残比2%増以内に規制する旨決定した(5～8月間は同2%増、6月号「要録」参照)。

#### ◇北欧3国、限定的変動為替相場に移行

スウェーデン、ノルウェーおよびデンマークの為替市場は8月16日以降閉鎖されていたが、23日の市場再開にあたり3か国政府は、英国同様、①平価は変更しない、②中央銀行の市場介入に関し米ドル売り介入相場は従来どおり据え置く一方、買い介入相場は撤廃する、という限定的変動為替相場を採用した。

なお、英国と北欧3国間では、4か国相互の変動幅安定化を図るという申し合わせが行なわれた由であるが、デンマークは9月1日以降この安定化操作を停止したと伝えられる。

#### ◇スウェーデン、公定歩合をさらに引下げ

リクスバンクは9月9日、公定歩合を6.0%から5.5%に引き下げ、翌10日から実施する旨発表した。今回の措置は本年にはいって3回目の引下げ(3月19日、7.0→6.5%、4月23日、6.5→6.0%)であり、前回の引下げ以降も国内景況がはかばかしい回復を示さず停滞を続けていること、海外金利が低下傾向にあることに対処して採られたものである。

#### ◇ノルウェー、補完的準備率の適用を廃止

ノルウェー政府は7月22日、昨年11月来実施してきた商業銀行に対する補完的準備率(注1)を廃止する旨決定した。ただ、資金需要が依然根強い状況下、この措置による貸出の急増を防ぐため、第1線準備率(注2)の引上げも同時に決定した(8月1日から4%、10月1日から5%、12月1日から6%)。

(注1) 通貨信用規制法第8条に基づき、流動比率制度を補完する手段で、貸出残高の前年同月比増加率が9%(71年3月以降は8%)をこえた場合、貸出増加額の一定率をノルウェー銀行の特別当座勘定預け金に預ませる制度(第1回の発動は1966年9月から1967年3月までの間、第2回は、昨年11月に発動、準備率はともに50%)。昨年発動当初から一時的な措置とみられており、すでに6月には、北部ノルウェーの5商業銀行に対する適用免除措置が採られている。

(注2) 第1線準備率＝

$$\frac{\text{現金} + \text{中央銀行預け金} + \text{郵便振替貯金} + \text{大蔵省証券}}{\text{総負債}} \times 100$$

#### ◇南ア、自国通貨をドル・リンクに変更

南アフリカ共和国政府は、8月23日、外国為替市場の再開に先立ち、同国通貨ラントの現行平価(1ラント＝1.40ドル)維持の方針を明らかにするとともに、当分の間南アフリカ準備銀行が、従来の対ポンド介入に代えてラントの対ドル相場に介入する旨発表した。

南アは、従来、ポンドを介入通貨として用い、ラントの対ポンド変動幅を一定範囲内に押えることを通じ間接的に対ドル平価の維持を図ってきた。しかし、英国が限定的変動相場に踏み切り、しかもポンドが対ドル実質切上げ相場を示現すれば、従来の方式では自動的にラントの対ドル実質切上げを招来することとなり、かくては最近経常収支(金輸出を含む)の赤字が拡大傾向にある(1969年度赤字額531百万ラント、70年度同1,084百万ラント)同国にとって不利益になると判断されたため、固定相場を前提としたドル・リンクを採用するに至ったものとみられる。

## アジア諸国

#### ◇第5回日韓定期関係会議の開催

第5回日韓定期関係会議は、8月11、12両日、東京で開催された。会議終了後発表された共同コミュニケによれば、経済協力の強化に関する両国間の合意事項はほぼ次のとおり。

- (1) 日本は、韓国が明年から実施する第3次経済開発5ヵ年計画(1972～76年)の所要外資の調達に対して、協力を確認する。
  - (2) 日本は、韓国の社会資本部門および農業部門のプロジェクトに対し、両国間で個別協議のうえ、新たな財政借款(海外経済協力基金ベース)を供与する。
  - (3) 日本は、韓国の首都圏の交通整備(国鉄電化と地下鉄建設)に対し、80百万ドルの借款供与ならびに技術協力を約束する。
  - (4) 日本は、韓国における重工業育成計画(重機械総合工場、特殊鋼工場、鋳物工場および伸銅工場の建設)の所要資金(新聞報道によれば70百万ドル)につき協力する。
  - (5) 日本は、韓国の船腹増強に寄与するよう、50百万ドルを限度として船舶輸出入代金に関する延払い信用の供与を約束するとともに、韓国は、両国間の海運活動における秩序維持と協調を進めるため、両国間における海運協定の締結に同意する。
- 今回の会議では、第3次5ヵ年計画実施のため38億ド

ルの外資を必要とする韓国にとって、最大の援助供与国である米国の国際収支悪化の結果、その協力強化が期待しがたくなってきたという事情に対する配慮もあって、わが国は、これまでにみられない大幅な経済協力を約束することとなった。なお、65年の日韓国交回復以降わが国が供与を約束した対韓経済協力の総枠は、今回の合意によって約13億ドルに達することとなる。

#### ◇台湾、支払準備率と輸入保証金率を引上げ

台湾の中央銀行(the Central Bank of China)は、7月21日、金融機関の支払準備率の一部を2～3%方引き上げるとともに、輸入保証金率をサイトL/Cつき輸入については25%から30%へ、ユーザンスL/Cつき輸入については10%から15%へ、それぞれ5%方引き上げた。この結果、支払準備率は次のとおりとなった(単位:%)。

	保証準備率(注)	現金準備率(注)	
	(改訂後)	(改訂前)	
商業銀行			
要求払預金	15	12	15
定期性預金	10	8	7
特殊銀行			
要求払預金	12	10	12
定期性預金	8	6	6
貯蓄銀行			
要求払預金(据置き)	10	10	10
定期性預金( )	5	5	5

(注) 支払準備のため保有すべき資産は、所定の「保証」物件と「現金」とに区分されており、前者は中央銀行預け金、公債、中央銀行指定の有価証券等の資産で、法律の定める枠内で関係当局が準備率を決定することとなっているのに対し、後者は手元現金、中央銀行ならびに一般金融機関への預け金等の資産で、準備率は銀行法によって定率とされている。

今次措置が実施された背景としては、昨秋来当局が国内流動性の増大抑制に努力しているにもかかわらず(7月号「国別動向」参照)、貿易収支の黒字幅拡大、外資の流入等を主因にマネー・サプライの増勢が現在に至るもなお改まらず(71年1～6月+15.5%、前年同期+6.7%)、加えて新財政年度(7月1日から)には公共投資を中心とする財政部門からの通貨増発も予想されているという事情があげられる。なお、同国の輸入は硬直的な傾向がかなり強いので、輸入保証金率の引上げが、輸入の抑制効果を通じてマネー・サプライの縮小を局限するという懸念は比較的少ないものとみられている。

#### ◇フィリピン、輸入保証金の規制を強化

フィリピンでは、昨年7月に新設された輸入保証金制

度によりL/C開設額の最低50%を商業銀行に預託することとなっているが、中央銀行は8月4日、商業銀行に対し、貸出抑制の見地から、当該預託金の一部を、次のスケジュールにしたがって、手元現金、中央銀行預け金または中央銀行債務証券として積み立てることを要請した。

8月9日以降	L/C開設額の6%
31日	15%
9月9日	20%
10月8日	25%
11月8日	30%

#### ◇インドネシア、為替レートを切下げ

インドネシアは、国際通貨不安の発生に伴い、8月18日以降為替市場を閉鎖したが、従来の割高な為替レートを是正し、輸出の促進と短資の流出を防止する見地から23日市場再開と同時に、為替レートの切下げ措置を実施した。

##### (1) 為替レートの切下げ

為替レートを1米ドル当り378ルピアから415ルピアへ8.9%(IMF方式)切り下げる(なお、IMF平価は未設定)。

##### (2) 関連措置

イ. 輸出促進を図るため、ゴム、コブラ、コーヒー等の輸出税を削減または廃止する。

ロ. 外国援助による輸入品の価格上昇を抑えるとともに、援助物資の価格差を調整するため、援助供与国別に次の補給金を支給する。

米国、カナダからの援助物資	1米ドルにつき 60ルピア
英国、オランダ、ベルギー、 西ドイツ、フランスからの分	同40ルピア
豪州、ニュージーランド、 米国(アンタイド分)からの分	同30ルピア
日本からの分	同20ルピア

#### ◇イスラエル、平価を切下げ

イスラエル政府は8月22日、同国の平価を1米ドル当り3.5ポンドから4.2ポンドへ16.7%(IMF方式)方切り下げた。

最近、同国の為替相場は、中東紛争の長期化に伴うインフレの高進、貿易収支の悪化を映じて、軟化傾向を示していたところ、今回主要輸出市場である米国(シェア20%)が10%の輸入課徴金を賦課したうえ、国際通貨不安に伴う市場の動揺もみられたため、急きょ切下げの措置を講じたものとみられる。

なお、平価切下げに伴う国内物価の上昇を抑制する見地から、生活必需物資の値上げ幅の規制(品目により、10.5~15.5%以内)、銀行貸出の抑制などの措置があわせて採られている。

## 共産圏諸国

### ◇コメコン、第25回総会において経済統合計画を採択

コメコン(経済相互援助会議)の第25回総会は7月27日から29日まで、ソ連、東ドイツ、ハンガリー、チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、モンゴルおよび準加盟国であるユーゴスラビアの9か国が参加してルーマニアのブカレストで開催された。同総会の席上、「コメコン経済統合計画」が採択されたが、これはコメコン加盟国の全面的な経済協力を今後15~20年間にわたって段階的に達成することを目的としている。その概要は次のとおりである。

#### (1) 国家主権の尊重

経済協力の強化および経済統合の発展は、加盟国の国家主権の尊重、相互の内政不干渉、完全平等を基礎とする社会主義的国际主義の原則に沿って進める。

#### (2) 経済の均等発展

加盟国の経済水準を徐々に均等化するため、工業の遅れた国に対しては、クレジットの供与、技術援助、プロジェクトの共同実施、特惠的輸出入価格の適用などの措置をとる。

#### (3) 計画の調整

主要経済部門(燃料・エネルギー、鉄、非鉄金属、石油化学工業等)のそれぞれについてコメコン域内での生産を専門化するため、加盟国間で長期計画の調整を行なう(具体的には、72~73年中に76~80年計画の調整に関する作業計画を作成する)。

#### (4) 振替ループルに加盟国通貨に対する交換性を、加盟国通貨に他加盟国に対する交換性を付与するために必要な準備作業のスケジュールの決定

将来振替ループルに加盟国通貨との交換性を付与し、国際通貨としての基本的機能を負わせるとともに、加盟国通貨にも相互に交換性を与えることによって、域内取引の拡大(注)を実現するという構想に基づき、これに必要な準備作業を以下に定めるスケジュールに従って進める。準備作業の眼目は、振替ループルと加盟国通貨間および加盟国通貨相互間に実勢に即した為替相場を設定するとともに、従来の複数レート(公定レート、非商業レート等)を一本化することにお

かれており、そのための作業として、

- イ、73年末までに単一為替相場を設定するための条件の調査を行なう、
  - ロ、76~79年中に単一為替相場導入の前提条件を整備する、
  - ハ、80年中に単一為替相場の導入ないしは導入期日に関する決定を行なう、
- ことを予定している。

(注) 1964年以降多角的決済方式の発足に伴い、コメコン域内の貿易は原則としてすべて振替ループル建で、各国の公認銀行がコメコン銀行に開設している当座勘定間の振替えによって決済することとなった。しかし、実際には①振替ループルが、金・ドルとはもとより、加盟国通貨との交換性も持っていないこと、②各加盟国の為替相場が、非現実的な水準に人為的に固定されていること、③加盟国の価格体系がまちまちなこと、などから、域内の取引はすべて2国間双務協定によって制約をうけ、飛躍的拡大は不可能な状態にある。

### ◇ユーゴスラビア、引締め政策を一段と強化

ユーゴスラビア政府は、国内のインフレ高進と国際収支の悪化に対処して、引締め政策を一段と強化するため、7月28日次の措置を実施する旨を発表した。

- (1) 71年7月末から72年12月末まで、企業の非生産的投資抑制のため、当該投資の30%相当額につき、あらかじめ取引先銀行への預託を強制。
- (2) 国立銀行は、商業銀行の消費者信用供与限度を貯蓄性預金の80%から60%に削減。
- (3) 国立銀行は、本年9月末までの商業銀行の信用供与限度を6月末の信用供与残高に制限。
- (4) 企業に対する本年下期の外貨割当枠を前年比20%減とし、このうちとくに消費物資の輸入に対する外貨割当枠については、同50%に削減。中央・地方の政府機関の外貨支出についても同様に20%削減。
- (5) 71年下期における乗用車の輸入を原則として禁止。
- (6) 海外旅行者の携帯する外貨の買入れに、海外主要市場における実勢レートを適用(従来は公定レートによっていたため、ディナールが過高評価され、旅行者に有利な扱いとなっていた)。

同国では、70年央以降金融引締め、質上げの規制、財政支出の抑制など一連の引締め政策を実施するとともに、本年1月には、ディナール平価の20%切下げ(2月号「要録」参照)を実施した。しかし、71年上期(1~6月)においても、小売物価が前年同期比13%、生計費も同14%上昇したうえ、貿易収支も輸入の増勢持続(輸入は前年同期比33%増、輸出は同1%減)から8.5億ドルの大幅な赤字(前年同期赤字4.4億ドル)を記録するなど期待されていた政策効果が現われていないため、今回の措置をとったものとみられている。

### ◇モンゴルの第5次5か年計画

モンゴルの国民経済・文化発展第5次5か年計画(1971~75年)は、6月に開催された同国人民革命党大会で正式に採択され、その概要が明らかにされた。

同国では、第4次5か年計画期間中、豪雪、洪水等の天災がひん発したこともあって、農畜産部門の生産が著しい不振を続け、この結果、畜産加工を中心とする工業部門でも生産目標を達成できなかった。このため、新計画では、農畜産業、ことに畜産業の安定した成長を確保し、これを基礎に工業化を一段と推進することを基本方針としており、この方針を通じて同国を農業国から工・農業国に発展させることを課題としているが、生産目標自体は前計画よりかなり低めに策定されている。新計画の概要は次のとおり。

- (1) 農業生産……期間中に22~25%増加させる。内訳では、農産物の増加率40~60%に対し、畜産物の増加率は14~16%と控えめに策定されている。なお、生産目標達成のため、供出価格の引上げ、超過供出奨励金の支給など、農民に対する物的インセンティブを強化して、生産性を高めようとしている。
- (2) 鉱工業生産……期間中、主として労働生産性の向上(+37%)によって、53~56%増加させる。この結果、社会的総生産に占める鉱工業生産の比率は70年の34%から75年には40%に上昇するものと見込まれている。業種別の生産増加率は、鉱業が80%、製造業では食品

が60%、燃料・動力、建設材料、木材加工、その他の軽工業がそれぞれ40%となっている。

- (3) 投資……以上の生産目標を達成し、さらに教育、保健、文化等の面で国民生活の向上を図るため、期間中に53~55億トゥグリク(約12億ドル相当で、前計画の28~29%増)の投資を行なう。このうち、農・畜産業部門には前計画の40%増に当たる19億トゥグリク(うち70%以上が畜産業向け)を重点的に投入、鉱工業部門には12億トゥグリクを振り向ける。なお、機械設備等必要な資本財の多くは、ソ連から輸入することとされており、対ソ貿易は大幅な拡大(+37%)が見込まれている。

### モンゴルの第4次、第5次5か年計画

(期間中の増加率・%)

	第4次5か年計画 (1966~70年)		第5次5か年 計画(1971~ 75年)目標
	目標	実績	
鉱工業生産	70~80	60	53~56
農業生産	38~40	未発表(注1)	22~25
畜産業	約30	〃	14~16
農産業	約60	〃	40~60
家畜保有頭数(万頭)	70年末 2,500~ 2,600	70年末 (注2) 2,242	75年末 2,500

(注1) 1966~70年の農業の年平均生産高は、61~65年に比べ6.1%増加。

(注2) 推定頭数。なお、65年末の保有頭数は2,383万頭。